

高知県造林事業計画策定要綱の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県造林事業計画策定要綱	高知県造林事業計画策定要綱
第1 〔省略〕 (事業計画等)	第1 〔省略〕 (事業計画等)
第2 事業計画の作成は次により行う。	第2 事業計画の作成は次により行う。
1 〔省略〕	1 〔省略〕
2 事前計画（森林環境保全直接支援事業 <u>(地域未来交付金を含む。以下、同じ。)</u> ）	2 事前計画（森林環境保全直接支援事業）
(1) 〔省略〕	(1) 〔省略〕
(2) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。	(2) 知事は、(1)により提出のあった事前計画に記載された事業が高知県造林事業費補助金交付要綱別表第2、 <u>第3</u> の事業内容、事業主体及び事業規模等となることを確認するとともに、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。
(3) 事前計画の作成等については以下によるものとする。	(3) 事前計画の作成等については以下によるものとする。
ア 〔省略〕	ア 〔省略〕
イ 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画、特定間伐等促進計画、経営管理実施権配分計画 <u>又は一括計画</u> に基づき、森林作業道整備及び一体的に実施する施業の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的まとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあつては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。）の区域とする。	イ 事前計画の対象とする区域は、森林経営計画、特定間伐等促進計画 <u>又は</u> 、経営管理実施権配分計画に基づき、森林作業道整備及び一体的に実施する施業の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的まとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあつては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。）の区域とする。
ウ～オ 〔省略〕	ウ～オ 〔省略〕
カ 事前計画は、知事が、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものであり、必ずしもその作成者に対して厳格な遵守を求めるというものではないが、その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。	カ 事前計画は、知事が、 <u>森林環境保全直接支援事業による森林作業道整備の実施に係る交付要綱別表第3に規定する事業規模等の要件への適合性をはじめ</u> 、その計画性、効率性等について、あらかじめ確認し必要な指導等を行うことを主たる目的とするものであり、必ずしもその作成者に対して厳格な遵守を求めるというものではないが、その作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。
キ 〔省略〕	キ 〔省略〕
3～4 〔省略〕	3～4 〔省略〕

第 3 ～ 4 [省略]

附 則

(適用年度)

[省略]

16 この要綱は、令和 8 年 7 月 22 日から施行し、令和 8 年度事業から適用する。

第 3 ～ 4 [省略]

附 則

(適用年度)

[省略]

[新設]

別記第3号様式

森林環境保全直接支援事業 事前計画

番
年 月 日
号
日

高知県知事 様

事業主体
住所
氏名

高知県造林事業計画策定要綱第2の2に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 対象区域及び延長 (区域の範囲は別紙計画図のとおり)
2. 計画期間
3. 年度別計画
詳細は別紙内訳※1及び計画図のとおり

区 分	森 林 作業道 (m)	<u>森林作業道整備と一体的に実施する施業※2</u>
計		

- ※1 別紙内訳については、本要綱第2の2の(3)の事項が記載されているものであれば、森林経営計画又は特定間伐等促進計画を代用してもよいものとする。また、計画図の縮尺については、原則として1/5000程度するが、森林経営計画、特定間伐等促進計画、集積計画又は一括計画の計画図を代用する場合は1/25,000程度とすることができるものとする。
- ※2 森林作業道整備と一体的に実施する施業を記載する。
(例) 再造林○○ha、搬出間伐○○ha、更新伐○○haなど
- ※3 別記第4号様式により、森林所有者等の土地使用承諾及び森林法や砂防法等の法的制限の該当の有無について確認のうえ、必要な届出及び許可について記載し、提出するものとする。

別記第3号様式

森林環境保全直接支援事業 事前計画

番
年 月 日
号
日

高知県知事 様

事業主体
住所
氏名

高知県造林事業計画策定要綱第2の2に基づき、下記のとおり提出します。

記

1. 対象区域及び延長 (区域の範囲は別紙計画図のとおり)
2. 計画期間
3. 年度別計画
詳細は別紙内訳※1及び計画図のとおり

区 分	森 林 作業道 (m)	<u>[削除]</u>	<u>[削除]</u>		<u>[削除]</u>		※2 <u>○○</u>
			<u>[削除]</u>	<u>[削除]</u>	<u>[削除]</u>	<u>[削除]</u>	
計							

- ※1 別紙内訳については、本要綱第2の2の(3)の事項が記載されているものであれば、森林経営計画又は特定間伐等促進計画を代用してもよいものとする。また、計画図の縮尺については、原則として1/5000程度するが、森林経営計画又は特定間伐等促進計画の計画図を代用する場合は1/25,000程度とすることができるものとする。
- ※2 森林作業道整備と一体的に実施する施業を適宜追加する。
[新設]
- [新設]